別記様式第１号（第２条関係）

就　職　職　員　報　告　書

年　　月　　日

このことについて、次のとおり報告します。

市町村長等氏名

団　体　番　号	

職員番号	区分	フリガナ 氏　　名	性別	生年月日	就職年月日	適用給料表	級号給		給料の月額	次期昇給期	備　考
							級	号給			
									円		
計		（　　人）									

別記様式第１号の２（第２条関係）

職　員　退　職　報　告　書

年　　月　　日

このことについて、次のとおり報告します。

市町村長等氏名

団体番号	

職員番号	氏　　名	退職年月日	退職時の職名	退職時の給料月額	退職事由	備　　考
				円		
計	（　　人）					

別記様式第１号の３（第２条関係）

勤　務　日　数　等　証　明　書

職 種 名			氏　　名	
勤務内容				
勤 務 年 月	日　数	日　額	月　額	備　考
年　　月	日	円	円	
年　　月	日	円	円	
年　　月	日	円	円	
年　　月	日	円	円	
年　　月	日	円	円	
年　　月	日	円	円	
年　　月	日	円	円	
年　　月	日	円	円	
年　　月	日	円	円	
年　　月	日	円	円	
年　　月	日	円	円	
年　　月	日	円	円	
年　　月	日	円	円	
年　　月	日	円	円	
年　　月	日	円	円	
年　　月	日	円	円	
年　　月	日	円	円	
年　　月	日	円	円	
年　　月	日	円	円	

市町村職員退職手当支給条例第２条第２項の規定による勤務時間以上勤務した日数等は上記のとおり相違ないことを証明します。

年　　月　　日

市町村長等氏名

岩手県市町村総合事務組合管理者　殿

別記様式第２号（第２条関係）

給　料　月　額　等　報　告　書

（定期昇給該当者）

年　　月　　日

このことについて、次のとおり報告します。

団体番号	（　　枚中の　　枚）	市町村長等氏名

職員番号	職　員　氏　名	昇給前の給料月額等				昇給後の給料月額等				次期昇給期	備　考
		給料表	級号給		給料の月額（円）	給料表	級号給		給料の月額（円）		
			級	号給			級	号給			
小　計	（　　人）										
合　計	（　　人）										

別記様式第２号の２（第２条関係）

職　員　異　動　報　告　書

年　　月　　日

このことについて、次のとおり報告します。

市町村長等氏名

団体番号														
職員番号	異動した年月日	区　分	フリガナ 氏　　名	適　用 給料表	昇給期	級号給		給料の月額			左　　の 異動差額			その他の異動等 （事由及び期間等）
						級	号給							
		異動前								円			円	
		異動後												
		異動前												
		異動後												
		異動前												
		異動後												
		異動前												
		異動後												
		異動前												
		異動後												
		異動前												
		異動後												
		異動前												
		異動後												
計	（　　人）													

別記様式第３号（第３条関係）

退　職　手　当　請　求　書

所　属　団　体　名		職　員　番　号	
退　職　者　氏　名		生年月日及び退職時年齢	（　歳）
退　職　時　職　名		退　職　年　月　日	
勤続期間が通算される団体　（団体名を記入する）		①	②
退職時給料月額　（下記の給料の調整額等を含む額）		級　　号給　　円	
給料の調整額・管理監督職勤務上限年齢調整額　（ある場合は記入する）			円
退　職　事　由（該当番号を○で囲む）	1　自　己　都　合	6　死亡・公務上	11　定　　年
	2　雇用･任用期間満了	7　死亡・公務外	12　特別職・任期満了
	3　傷病・公務上	8　整　　理	13　特別職・その他
	4　傷病･公務外(通勤)	9　勧　　奨	14　その他（　　）
	5　傷病・公務外(その他)	10　応　募　認　定	

（定年の定めがある退職者は旧定年年齢を、特定減額前給料月額の適用がある者は必要事項を記入する）

旧　定　年　年　齢（定年引上げ前の定年年齢）	歳	特　定　減　額　日（ある場合は記入する）	年　　月　　日
特定減額前給料月額　（ある場合は記入する）		級　　号給　　円	

市町村職員退職手当支給条例の規定に基づき、退職手当を支給されるよう関係書類を添えて請求します。

年　　月　　日

請求者　住　所

氏　名

（請求者が遺族の場合は続柄を記入する）
退職者との続柄

岩手県市町村総合事務組合管理者　殿

上記のとおり相違ないことを証明します。

年　　月　　日

市町村長等氏名　　㊞

別記様式第３号の２（第３条関係）

履　　歴　　書

＜　枚のうち　枚目＞

ﾌﾘｶﾞﾅ		生年月日	年　月　日	性　別	□　男　　□　女
氏　名		旧 氏 名		改　姓 年月日	年　月　日

年　月　日	事　　項	発令庁

上記のとおり相違ないことを証明します。

年　月　日

市町村長等氏名

１　学歴、位記、勲記、賞与等の記入は、必要がありません。

２　任免、転任、昇格、昇給、休職、停職、待命等は、順をおって、間隙のないように詳しく記入してください。

別記様式第３号の３（第３条関係）

履　歴　事　項　報　告　書

年　　月　　日

このことについて、次のとおり報告します。

市町村長等氏名

退職者氏名		職員番号	

調　整　額（※）		
職員区分	期　　間	備考
第　号区分	年　　月～　　年　　月までの　　月	
第　号区分	年　　月～　　年　　月までの　　月	
第　号区分	年　　月～　　年　　月までの　　月	
第　号区分	年　　月～　　年　　月までの　　月	
第　号区分	年　　月～　　年　　月までの　　月	
第　号区分	年　　月～　　年　　月までの　　月	
※　会計年度任用職員及び勤続期間が９年以下の自己都合退職者は、記入は不要		

休職等期間（休職・停職・専従・育児休業・高齢者部分休業等）			
休職等の種別	開始年月日	終了年月日	育児休業に係る子の生年月日　又は高齢者部分休業取得時間
種別 （　　）	年　　月　　日	年　　月　　日	年　　月　　日生 合計　　時間　　分
種別 （　　）	年　　月　　日	年　　月　　日	年　　月　　日生 合計　　時間　　分
種別 （　　）	年　　月　　日	年　　月　　日	年　　月　　日生 合計　　時間　　分
種別 （　　）	年　　月　　日	年　　月　　日	年　　月　　日生 合計　　時間　　分
種別 （　　）	年　　月　　日	年　　月　　日	年　　月　　日生 合計　　時間　　分

別記様式第４号（第３条関係）

生 計 維 持 関 係 申 立 書

年　　月　　日

岩手県市町村総合事務組合管理者　殿

申立人　住　所
氏　名

下記の者は、（死亡職員氏名）の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたことを申し立てます。

記

遺族の氏名	生年月日	死亡職員との続柄	住　　所

上記申立てのとおり相違ないことを証明します。

年　　月　　日

市町村長等氏名

別記様式第４号の２（第３条関係）

総　代　者　選　任　届

年　　月　　日

岩手県市町村総合事務組合管理者　殿

届出人住　所

氏　名　　㊞

（死亡職員との続柄　　）

届出人住　所

氏　名　　㊞

（死亡職員との続柄　　）

届出人住　所

氏　名　　㊞

（死亡職員との続柄　　）

（死亡職員氏名）の死亡退職に係る退職手当の請求にあたり、次の者を総代者に選任したのでお届けします。

記

総代者

住　所（〒　　）

氏　名

生年月日　　年　　月　　日（　　歳）

死亡職員との続柄

〔注意事項〕

届出人の署名がある場合は、押印は不要です。

別記様式第５号（第３条関係）

基　本　給　月　額　支　給　調　書

年　月　日退職の（　氏　名　）の退職時支給の基本給月額は、次のとおりです。

給料月額　　円

扶養手当　　円

年　　月　　日

市町村長等氏名

岩手県市町村総合事務組合管理者　殿

別記様式第６号（第３条関係）

退　職　勧　奨　の　記　録

<table>
<tr><td>氏　　名</td><td>男・女</td><td>生　年　月　日</td><td>年　月　日生（　歳）</td></tr>
<tr><td>職　　名</td><td></td><td>採用年月日</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">給　料　月　額</td><td rowspan="2">円
（　　級　　号給）</td><td>退職年月日</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>勤　続　期　間</td><td>年　　月</td></tr>
<tr><td>退職勧奨年月日</td><td>年　　月　　日</td><td>職員の応諾年月日</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>退職勧奨の理由</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>参考事項</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">作成者の職名及び氏名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="4">上記のとおり相違ないことを証明します。

年　　月　　日

市町村長等氏名</td></tr>
</table>

別記様式第７号（第６条関係）

給　与　額　調　書

月別 種別	月	月	月	月	月	月	計
給　料	円	円	円	円	円	円	円
手当							
手当							
手当							
手当							
手当							
計							

退職当時の市町村等名	
退職当時の職氏名	
退　職　年　月　日	年　　月　　日
記　事	

上記は、退職の月前６月間に支払われた給与の総額及び各月別内訳に相違ないことを証明する。

年　　月　　日

市町村長等氏名　　㊞

別記様式第８号（第６条関係）

市町村等職員退職票

年　月　日　交付	退職当時の市町村等名	

退職した職員	氏名		性別	男・女	生年月日及び年齢	年　月　日 満　歳
	住所又は居所				勤続期間	年　月
	就職年月日	年　月　日	給与形態	（A）月給・旬給・週給等	受給資格区分	（A）一般受給資格
	退職年月日	年　月　日		（B）日給・時間給・出来高払制等		（B）高年齢受給資格 （C）特例受給資格

失業者の退職手当算定の基礎となる給与総額	（A）基本となる給与が月、週その他一定の期間によって定められている者	（B）基本となる給与が、日、時間、出来高払制その他の請負制によって定められている者				賃金日額算定の根拠及び額
	退職の月前６月に支払われた給与の総額 1　給料　円 2　扶養手当　円 3　地域手当（又はこれに相当する給与）　円 4　時間外勤務手当　円 5　手当　円 6　手当　円 7　手当　円 8　手当　円 9　手当　円 10　手当　円 合計　円	退職の月前６月における労働日数		(ｲ) 日、時間、出来高払その他の請負制による給与	(ﾛ) 月、週その他の一定の期間によって定められていた給与	賃金日額 円 算定の方式
		月分	日	円	円	
		月分	日	円	円	
		月分	日	円	円	
		月分	日	円	円	
		月分	日	円	円	
		月分	日	円	円	
		合計		円	円	

退職時に支払われた一般の退職手当等の額	円	説明欄		退職時の給料月額	円
退職事由	別紙のとおり				

※ 上記の記載事項を確認する。　（退職した職員の氏名）

交付機関	所在地	
	名称	岩手県市町村総合事務組合
	管理者の氏名及び印	管理者　㊞

管理者記載欄	担当課室・係名： 電話番号：	公共職業安定所記載欄	

〔退職した職員の注意事項〕

1　退職事由の欄には、職員の個人的な事情に起因する退職の場合、退職の主たる事由を一つ選択し、退職者記載欄の□の中に○印を記入すること。

2　※印の欄には、記載事項に相違ないと認めた場合、氏名を記載すること。なお、記載事項について誤りがあるときは、速やかに管理者に申し出て訂正を受けること。

　記載は正しくすること。偽りその他不正の行為によって基本手当に相当する退職手当等の支給を受けたり、又は受けようとしたときは、以後基本手当に相当する退職手当等を受けることができなくなるほか、その返還と一定の金額の納付を命ぜられ、又は処罰される場合がある。

3　この票の交付を受けたときは、速やかに住所又は居所を管轄する公共職業安定所に出頭し、この票を提出して求職の申込みをすること。ただし、退職後公共職業安定所に出頭しないまま退職の日の翌日から１年以内に再び職員となった場合には、この票を再就職した所属の長に提出すること。

4　基本手当の日額に相当する退職手当の支給を受けることのできる期間は、原則として、退職の日の翌日から１年間（これを支給期間という。）であること。その１年間に妊娠、出産、育児、疾病又は負傷等の理由で、引き続き30日以上職業に就くことができない者については、市町村職員退職手当支給条例施行規則第11条第２項に定める所定の期限までに公共職業安定所に届け出ることにより、これらの理由により職業に就くことができない日数を１年に加えた期間（最大限４年）となること。

5　公共職業安定所記載欄に記入を受けたときは、速やかに管理者にこの票を提出すること。

別記様式第８号（別紙）

退職事由
〔退職事由は所定給付日数・給付制限の有無に影響を与える場合が有り、適正に記入してください。〕

管理者記載欄	退職者記載欄	退　職　の　事　由	公共職業安定所記載欄
		１　定年又は任期満了によるもの	
□		(1) 定年による退職（定年　　歳）	
□		(2) 任期満了による退職	
		２　所属市町村等の長からの働きかけ等によるもの	
□		(1) 懲戒免職等処分	
□		(2) 地方公務員法第28条第４項の規定による失職又はこれに準ずる退職	
□		(3) 地方公務員法第28条第１項第２号の規定による免職又はこれに準ずる処分	
□		(4) 地方公務員法第28条第１項第１号又は第３号の規定による免職若しくはこれに準ずる処分	
□		(5) 地方公務員法第28条第１項第４号の規定による免職の処分	
□		(6) 定年前に退職する意思を有する職員の募集に応募し、任命権者から当該応募による退職が予定されている職員である旨の認定を受けて、任命権者が定めた退職すべき期日に退職	
□		(7) その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職	
□		(8) その者の非違によることなく勧奨を受けて退職	
□		３　公務上の傷病によるもの	
□		４　職員の個人的な事情に起因する退職	
	□	(1) 職務に耐えられない体調不良、けが等があったため	
	□	(2) 妊娠、出産、育児等を行う必要があったため	
	□	(3) 家庭の事情の急変（父母の扶養、親族の介護等）があったため	
	□	(4) 配偶者等との別居生活が継続困難となったため	
	□	(5) 転居により通勤困難となったため （新住所：　　）	
	□	(6) その他 （具体的に　　）	
□		５　その他（１－４のいずれにも該当しない場合）	
		具体的事情記載欄（管理者用）	

別記様式第９号（第７条関係）

市　町　村　等　職　員　在　職　票

年　　月　　日交付

<table>
<tr><td rowspan="7">退職した職員</td><td>氏　　名</td><td colspan="2"></td><td>性　別</td><td>男・女</td></tr>
<tr><td>生年月日及び年齢</td><td colspan="4">年　　月　　日　　満　　歳</td></tr>
<tr><td>住所又は居所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>就職年月日</td><td colspan="4">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>退職年月日</td><td colspan="4">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>勤続期間</td><td colspan="4">月</td></tr>
<tr><td>退職時の職名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="6">※上記の事項を確認する。（退職した職員の氏名）</td></tr>
<tr><td colspan="6">上記のとおり在職していたことを証明する。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">交付機関</td><td>所在地</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>名　　称</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>連絡先
（担当課室・係名及び電話番号）</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>市町村長等の氏名印</td><td colspan="4">㊞</td></tr>
</table>

〔退職した職員の注意事項〕

1　記載事項に相違ないと認めたときは※印の欄に氏名を記載すること。なお、記載事項について誤りがあるときは、速やかに市町村長等に申し出て訂正を受けること。

2　退職の日の翌日から起算して１年以内に再び職員となった場合には再就職した所属の長に提出すること。

3　この票は、１年間大切に保管すること。

別記様式第10号（第９条関係）

失業者の退職手当受給資格証

年　　月　　日交付

資格証番号	

<table>
<tr><td rowspan="5">受給資格者</td><td>氏　　名</td><td colspan="2"></td><td>男・女</td><td>年齢</td><td>満　　歳</td></tr>
<tr><td>住所又は居所</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>退職年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td><td>退職事由</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>求職年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td><td colspan="3">勤続期間</td></tr>
<tr><td>受給期間満了年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td><td colspan="3">年　　月</td></tr>
<tr><td colspan="2">待期日数</td><td colspan="2">日</td><td colspan="2">所定給付日数</td><td>日</td></tr>
<tr><td colspan="2">待期満了年月日</td><td colspan="2">年　月　日</td><td colspan="2">最初の失業認定日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">失業の認定日</td><td colspan="2">毎月　　日</td><td colspan="2">基本手当の日額</td><td>円</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">公共職業訓練等</td><td colspan="2">受講開始
年　月　日</td><td rowspan="3">技能修得手当</td><td>受講手当</td><td>日額　　円
月　日
支給開始</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">受講終了予定
年　月　日</td><td>通所手当</td><td>月額　　円
月支給開始</td></tr>
<tr><td colspan="2">寄宿手当</td><td>月額　　円
月　日
支給開始</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">管轄公共職業安定所</td><td>所在地</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>名　称</td><td colspan="4">公共職業安定所</td></tr>
<tr><td colspan="2">管理者氏名印</td><td colspan="5">岩手県市町村総合事務組合
管理者　　㊞</td></tr>
</table>

（処　　理　　状　　況）

受付年月日	支給期間	支給日数	支給額	技能修得手当	寄宿手当	支給総額	給付残日数
	から まで	日	円	円	円	円	日
	から まで						
	から まで						
	から まで						
	から まで						
	から まで						
	から まで						

〔注意事項〕

1　この証は、基本手当に相当する退職手当を受けるために必要なものであるから、表面に書かれている受給期間満了年月日までは大切に保管すること。もし、この証をなくしたり又は損傷したときは、速やかに申し出て再交付を受けること。

2　基本手当に相当する退職手当の支給を受けようとするときは、あらかじめ管轄公共職業安定所にこの証を関係書類に添えて提出し、失業の認定を受けた後、管理者に提出すること。

3　受給資格者は、表面記載の「最初の失業認定日」に出頭し、待期日数の間における失業の認定を受けること。

4　決められた失業の認定日に出頭しないときは、基本手当に相当する退職手当の支給を受けることができなくなることがある。

5　基本手当に相当する退職手当の支給を受けようとする期間中に自己の労働によって収入を得たときは、その旨を必ず届け出ること。

6　偽りその他不正の行為によって基本手当に相当する退職手当の支給を受けたり、又は受けようとしたときは、以後基本手当に相当する退職手当を受けることができなくなるほか、その返還と一定の金額の納付を命ぜられ、又は処罰される場合がある。

7　氏名又は住所若しくは居所を変更したときは、その後最初に出頭した失業の認定日に届書を提出すること。

8　表面に書かれている所定給付日数は、受給期間満了年月日までの間に基本手当に相当する退職手当の支給を受けることができる最大限の日数である。

別記様式第10号の２（第９条関係）

受給資格者 氏名 住所 変更届

<table>
<tr><td colspan="2">資格証番号</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">新氏名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">１　氏名</td><td>フリガナ</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>新</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>旧</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">２　住所</td><td>新</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>旧</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">３　生年月日</td><td colspan="2">年　月　日</td><td>４　変更年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="6">市町村職員退職手当支給条例施行規則第９条第４項の規定により上記のとおり届けます。

年　月　日

（高年齢・特例）受給資格者氏名

岩手県市町村総合事務組合管理者　殿</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

〔注意事項〕

１　氏名を変更したときは、標題中「住所」の文字を抹消すること。この場合には、２欄には記載しないこと。

２　住所又は居所を変更したときは、標題中「氏名」の文字を抹消すること。この場合には、１欄には記載しないこと。

３　この届書には、変更の事実を証明することができる官公署が発行した書類（例えば住民票）を添えること。

別記様式第11号（第11条、第11条の４の関係）

受　給　期　間　延　長　等　申　請　書

<table>
<tr><td rowspan="2">①　申　請　者</td><td>氏　　名</td><td></td><td>性別</td><td>男・女</td><td>資格証番　号</td><td></td></tr>
<tr><td>住所又は居　所</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>②　退職年月日</td><td colspan="6">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>③　この申請書を提出する理由</td><td colspan="6">イ　妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により職業に就くことができないため
ロ　事業を開始等したため
具体的理由（　　）</td></tr>
<tr><td>④　③のイの理由が疾病又は負傷の場合</td><td>傷病の名称</td><td></td><td>診療担当者</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>⑤　職業に就くことができない期間又は事業を実施する期間</td><td colspan="6">年　　月　　日から　　年　　月　　日まで</td></tr>
<tr><td colspan="7">市町村職員退職手当支給条例施行規則第11条第１項・第11条の４第２項の規定により上記のとおり申請します。

年　月　日

岩手県市町村総合事務組合管理者　殿

申請者氏名</td></tr>
<tr><td>※　処　理　欄</td><td colspan="6">延長期間　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで</td></tr>
</table>

〔注意事項〕

1　この申請書は、受給資格証（受給資格証の交付を受けていない場合は、退職票）を添えて提出すること。

2　⑤欄の期間が３年を超えるときは、最大限３年間まで認められるものであること。

3　※印欄には記載しないこと。

別記様式第12号（第11条、第11条の４関係）

受　給　期　間　延　長　等　通　知　書

申請者氏名		資格証番号	
申請受理年月日	年　　月　　日		
受給期間延長等の理由	イ　妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により職業に就くことができないため ロ　事業を開始等したため 具体的理由（　　）		
職業に就くことができない期間又は事業を実施する期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで		
延長等後の受給期間満了年月日	年　　月　　日		

市町村職員退職手当支給条例施行規則第11条第５項・第11条の４第４項の規定により上記のとおり受給期間を延長等します。

年　月　日

岩手県市町村総合事務組合

管理者　　㊞

〔注意事項〕

1　この通知書は、基本手当に相当する退職手当を受けるために必要なものであるから、大切に保管すること。

2　受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があったとき（例えば、申請書を提出する理由や期間に変更があったとき）には、速やかにその旨を申し出るとともに、この通知書を提出すること。

3　受給期間延長等の理由がやんだときは、速やかにその旨を届け出るとともに、受給資格証（受給資格証の交付を受けていない場合には、退職票）に添えてこの通知書を提出すること。

別記様式第13号（第13条関係）

認定日時
月　日　時から　時まで

失業認定申告書

（該当のところへ○印を付け必要な事柄を記載してください。）

①失業の認定を受けようとする期間中に、就職、就労、内職又は手伝いをしましたか。	イ　した 就職又は就労をした日は○印、内職又は手伝いをした日は×印を右のカレンダーに記入してください。 ロ　しない	月	1	2	3	4	5	6	7	月	1	2	3	4	5	6	7
			8	9	10	11	12	13	14		8	9	10	11	12	13	14
			15	16	17	18	19	20	21		15	16	17	18	19	20	21
			22	23	24	25	26	27	28		22	23	24	25	26	27	28
			29	30	31						29	30	31				

②内職又は手伝いをして収入を得た人は、収入のあった日、収入額、その額が何日分の収入かを記入してください。	収入のあった日	月　日	収入額	円	何日分の収入か	日分
	収入のあった日	月　日	収入額	円	何日分の収入か	日分
	収入のあった日	月　日	収入額	円	何日分の収入か	日分

③失業の認定を受けようとする期間中に引き続いて就職先を探しましたか。

イ　探した

(1) 求職活動をどのような方法で行いましたか。

求職活動の方法	活動日	利用した機関の名称	求職活動の内容
(ｲ) 公共職業安定所による職業相談、職業紹介等 (ﾛ) 職業紹介事業者による職業相談、職業紹介等 (ﾊ) 派遣元事業主による派遣就業相談等 (ﾆ) 公的機関等による職業相談、職業紹介等			

(2) (1)の求職活動以外で、事業所の求人に応募したことがある場合には、下欄に記載してください。

事業所名、部署	応募日	応募方法	職種	応募の動機	応募の結果
				(ｲ) 知人の紹介 (ﾛ) 新聞広告 (ﾊ) 就職情報誌 (ﾆ) インターネット (ﾎ) その他	
				(ｲ) 知人の紹介 (ﾛ) 新聞広告 (ﾊ) 就職情報誌 (ﾆ) インターネット (ﾎ) その他	

ロ　探さなかった　（その理由を具体的に記載してください。）

④今、公共職業安定所から自分に適した仕事が紹介されれば、すぐに応じられますか。	イ　応じられる ロ　応じられない	応じられない理由は何ですか。 (ｲ) 病気やけがなど健康上の理由 (ﾛ) 個人又は家庭的事情のため（例えば、結婚準備、妊娠、育児、家事の都合のため） (ﾊ) 就職をしたため又は就職予定があるため (ﾆ) 自営業を開始したため又は自営業開始の予定があるため (ﾎ) その他 （　　）

⑤就職もしくは自営業を開始した人又はその予定のある人が記入してください。	イ　就職	(1) 公共職業安定所紹介 (2) 地方公共団体又は職業紹介事業者紹介 (3) 自己就職	（就職先事業所）
		月　日より就職(予定)	
	ロ　自営	月　日より自営業開始(予定)	

市町村職員退職手当支給条例施行規則第13条第１項の規定により上記のとおり申告します。

年　　月　　日

受給資格証番号（　　）

受給資格者氏名

公共職業安定所長　殿

※公共職業安定所記載欄	認定対象期間	年　月 ～　年　月	認定日数	日	連絡事項		取扱者	

〔注意事項〕

1　この申告書は、失業の認定を受けるときに、必ず本人が提出すること。

2　申告は正しくすること。申告しなければならない事柄を申告しなかったり、偽りの記載をして提出した場合には、以後、基本手当に相当する退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額と更にそれに加えて一定金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処罰されることがある。

3　①欄及び③欄の「失業の認定を受けようとする期間」とは、前回の失業の認定日から今回の認定日（この申告書を提出する日）の前日までの期間をいう。ただし、今回の認定日が求職申込み後初めての認定日である場合は、求職申込みの日から今回の認定日の前日までの期間をいう。

4　①欄の「就職」又は「就労」とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、会社の役員、嘱託になった場合などおよそ職業として認められるものに就いた場合又は自営業を開始するための準備やボランティア活動をした場合などであって、原則として１日の労働時間が４時間以上のもの（４時間未満であっても、雇用保険の被保険者となる場合や、自営業を営む等のため公共職業安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない場合は就職又は就労となります。）をいうものである。なお、賃金等の報酬がなくても就職又は就労したことになるものである（無償のボランティア活動など下記５に該当するものを除く。）。

5　①及び②欄の「内職又は手伝い」とは、雇用保険法第19条の「自己の労働によって収入を得た場合」のことをいい、どんな仕事であってもそれによって収入を得た場合、すなわち事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、他人の仕事の手助けをして収入を得た場合などあなたが働いた場合又はボランティア活動をした場合などで、原則として１日の労働時間が４時間未満（雇用保険の被保険者となる場合を除きます。）であって、「就職」又は「就労」とは言えない程度のもの（１日の労働時間が４時間以上であっても、１日当たりの収入額が賃金日額の最低額未満の場合はこれに含まれることがあります。）をいうものである。

　なお、「内職又は手伝い」による収入を得ていない場合でも①欄に記載すること。

6　③欄のイに○印を付けた人は、③欄の表に必要な事柄を具体的に記載すること。

7　③の(2)欄には、③の(1)欄の求職活動以外で、事業所の求人に応募したことがある場合に、応募した事業所名等を記載すること。なお、「事業所名、部署」欄には、事業所名及び部署のほか、その部署の電話番号をあわせて記載すること。

　また、「応募方法」欄には、書類の郵送、直接の訪問など求人に応募した方法を具体的に記載すること。

8　④欄のロの（ホ）その他に○印を付けた人は、公共職業安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない理由を（　）の中に記載すること。

9　※印欄には記載しないこと。

別記様式第14号（第13条関係）

基本手当に相当する退職手当等請求書

資格証番号	

給付日数等	所定給付日数（A）	日	待期日数（B）	日	要給付日数（A－B）＝（C）	日
	前回までの受給日数（D）	日	今回の請求日数（E）	日	請求残日数（C）－（D＋E）	日

〔今回請求分〕

請求日数等		請求金額	
請求期間	年　月　日 ～ 年　月　日	基本手当	円
		技能習得手当	円
請求日数	日	寄宿手当	円
		合計	円

上記のとおり基本手当に相当する退職手当等を請求します。

年　月　日

岩手県市町村総合事務組合管理者　殿

請求者住所又は居所

氏　名

※安定所の長の証明欄

上記の者が下記の期間失業していたことを証明する。

年　月　日

管轄公共職業安定所長　㊞

記

1　待期日数の期間中（　年　月　日～　年　月　日）　日間

2　請求期間（　年　月　日～　年　月　日）　日間

〔備考〕

1　待期日数の期間中の証明は、次の場合には不要である。

(1) 支給条例第13条第１項に規定する者の第２回目以後の請求の場合

(2) 支給条例第13条第３項に規定する者の請求の場合

2　支給条例第13条第10項第１号又は同条第11項第１号若しくは第２号の規定による退職手当の支給を受けようとするときは安定所の長の失業認定の証明は、不要である。

3　※印欄には記載しないこと。

別記様式第15号（第14条関係）

公共職業訓練等受講届

①受給資格者に関する事項	氏　　名		資格証番号	
	住所又は居所			

②公共職業訓練等に関する事項	(1)種類	1　公共職業訓練	2　雇用保険法第63条第１項第３号の講習及び訓練	3　障害者の雇用の促進等に関する法律第13条の適応訓練	4　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第25条第１項の計画に準拠した同項第３号に掲げる訓練	5　雇用保険法第６条第５号に規定する船員の職業能力の開発及び向上に資する訓練又は講習として厚生労働大臣が定めるもの	6　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第４条第２項に規定する認定職業訓練
	(2)職種		(3)期間		(4)昼夜間の別	昼間・夜間	
	(5)受講開始年月日	年　　月　　日	(6)終了予定年月日	年　　月　　日			
	この欄の記載事実に誤りのないことを証明する。 年　　月　　日 （公共職業訓練等の施設の長の職　氏名）						

③寄宿に関する事項	(1)寄宿の事実	有・無	(2)寄宿開始年月日	年　　月　　日			
	(3)寄宿前の住所又は居所						
	(4)家族の状況	氏　名	受給資格者との続柄	年齢	職　業	同居・別居の別	別居している者の住所又は居所
				歳	有・無	同居・別居	
				歳	有・無	同居・別居	
				歳	有・無	同居・別居	
				歳	有・無	同居・別居	
				歳	有・無	同居・別居	

④公共職業訓練等の受講を指示した公共職業安定所名	

市町村職員退職手当支給条例施行規則第14条第１項の規定により、上記のとおり届けます。

年　　月　　日

受給資格者氏名

岩手県市町村総合事務組合管理者　殿

※　処　理　欄	基本手当	寄宿手当	証明認定

〔注意事項〕

1　この届書には、受給資格証を添えること。

2　この届書に記載された事項に変更があったときは、速やかに管理者に届け出ること。この場合においては、所要の証明書を添えること。

3　記載上の注意

イ　③欄の(4)の事項については、市町村長の証明書を添えることを命じられることがあること。

ロ　※印欄には、記載しないこと。

別記様式第15号の２（第14条関係）

公 共 職 業 訓 練 等 通 所 届

順路	①通所方法の別	② 区 間	③距 離（概算）	乗車券④等の種類	左欄の乗車⑤券等の額（１か月分）	⑥備 考
1		住居から（ 経由） まで	． km		円	
2		から（ ） まで	． km		円	
3		から（ ） まで	． km		円	
4		から（ ） まで	． km		円	
5		から（ ） まで	． km		円	
6		から（ ） まで	． km		円	
計			． km		円	

⑦ 届出理由

１ 新 規 ２ 住所又は居所の変更 ３ 通所経路の変更

４ 通所方法の変更 ５ 運賃等の負担額の変更

上記事実の発生年月日 年 月 日

上記の記載事実に誤りのないことを証明する。

年 月 日

（公共職業訓練等の施設の長の職氏名）

市町村職員退職手当支給条例施行規則第14条第１項の規定により、上記のとおり届けます。

年 月 日

岩手県市町村総合事務組合管理者 殿

受給資格証番号（ ）

受給資格者 住所又は居所

氏 名

※処理欄		
	該 当	イ 交通機関等利用　ロ 自転車等利用　（イ） 通所不便の者　（ロ） （イ）以外の者
	非該当理由	
	通所手当の月額	円
	決定年月日	年 月 日

〔注意事項〕

1　この届書には、通常行っている通所の実情のみを記載し、例外的な方法等は、記載しないこと。

2　①欄には、通所の順路に従い、徒歩、自転車、○○線等の別を記載すること。

3　④欄には、１か月定期券、10枚綴回数券、優待乗車券等の別を記載すること。

4　⑤欄には、④欄の乗車券等を使用して１か月間通所する場合に要する運賃等の額を記載すること。なお、定期券によらない場合には、通所21回分の運賃等の額を記載すること。

5　⑥欄には、定期券によらない場合にはその理由、回数券による場合にはその片道及び月間の使用枚数、往路と帰路と異なる場合にはその旨及び理由等を記載すること。

6　⑦欄には、その届書を提出する主な理由に該当するものの番号を○で囲むこと。

7　※印欄には、記載しないこと。

別記様式第15号の３（第15条関係）

公 共 職 業 訓 練 等 受 講 証 明 書

資格証番号					未支給区分(1　未支給、空欄　未支給以外)		
待期満了年月日	年　月　日						
支給期間	初日	年　月　日		末日	年　月　日		
認定日数		受講日数		通所日数		寄宿日数	
内職(労働日数、収入額)			円	就業手当支給日数			
1　受講者氏名				2　証明対象期間	年　月		
3　訓練受講職種							

4　右のカレンダーに該当する印をつけてください。
(1) 公共職業訓練等が行われなかった日(日・祝日等)　＝印
(2) 公共職業訓練等を受けなかった日のうち
イ　疾病又は負傷による場合　○印
ロ　イ以外でやむを得ない理由がある場合　△印
ハ　やむを得ない理由がない場合　×印

1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

5　特記事項	

上記の記載事実に誤りのないことを証明する。

年　月　日

（公共職業訓練等の施設の長の職氏名）

6　２の期間中に就職、就労、内職又は手伝いをしましたか。	イ　した　ロ　しない
7　２の期間中に内職又は手伝いをして収入を得ましたか。	イ　得た　ロ　得ない
8　寄宿の有無	有(　　)・無

上記のとおり申告します。
また、この証明書の提出を上記公共職業訓練等の施設の長に委任します。

年　月　日

受講者氏名
資格証番号（　　）

岩手県市町村総合事務組合管理者　殿

※連絡事項	
備考	

〔注意事項〕

1　公共職業訓練等を受けなかった日がある場合は、具体的事情その他必要な事項を５欄に記載すること。

2　申告は正しくすること。申告しなければならない事柄を申告しなかったり、偽りの記載をして提出した場合には、以後失業者の退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがある。

3　６欄及び７欄は、該当する記号を○で囲むこと。なお、６欄又は７欄においてイを○で囲んだ者は、その内容を失業認定申告書により申告すること。

4　６欄及び７欄の「２の期間」は、公共職業訓練等受講開始前及び受講終了後の期間を除くものであること。

5　６欄の「就職」又は「就労」とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、嘱託になった場合などおよそ職業として認められるものに就いた場合若しくは自営業を開始するための準備やボランティア活動をした場合などであって、１日の労働時間が４時間以上のもの（４時間未満であっても雇用保険の被保険者となる場合は就職又は就労となります。）、又は日雇労働者として臨時に労働したり会社の役員になったりした場合等をいうものであること。なお、賃金などの報酬がなくても就職又は就労したものになるものであること。

6　６欄及び７欄の「内職」又は「手伝い」とは、雇用保険法第19条の「自己の労働によって収入を得た場合」のことをいい、どんな仕事であってもそれによって収入を得た場合又はボランティア活動をした場合などであって、他人の仕事の手助けをした場合などあなたが働いた場合で、「就職」又は「就労」とはいえない程度のものをいうものであること。なお、「内職」又は「手伝い」による収入を得ていない場合も含むものであること。

7　８欄には、該当するものを○で囲むこと。なお、「有」を○で囲んだ者であって「別居して寄宿していない日」があるときは、その日及び理由を（　）内に記載すること。

8　この証明書の提出を自ら行う場合又は公共職業訓練等の施設の長以外の者に委任する場合は、「また、この証明書の提出を上記公共職業訓練等の施設の長に委任します。」を抹消すること。

9　※印欄には、記載しないこと。

別記様式第16号（第16条関係）

傷病手当に相当する退職手当支給申請書

資格証番号	

申請者	① 氏名		② 性別	男 ・ 女	③生年月日	年　月　日
診療担当者の証明	④ 傷病の名称及びその程度					
	⑤ 初診年月日	年　月　日				
	⑥ 傷病の経過	年　月　日 治ゆ、転医、中止、継続中				
	⑦ 傷病のため職業に就くことができなかったと認められる期間	年　月　日から 年　月　日まで　日間				
	⑧ 上記のとおり証明する。 年　月　日 診療機関の所在地及び名称　　電話番号 診療担当者氏名					
支給申請期間	⑨ 同一の傷病により受けることができる給付	(1)　(2)　(3)　(4)　(5)　(6)　(7)　(8)				
	⑩ ⑨の給付を受けることができる期間	年　月　日から　年　月　日まで　日間 年　月　日から　年　月　日まで　日間				
	⑪ 傷病手当に相当する退職手当の支給を受けようとする期間	年　月　日から　年　月　日まで　日間				
⑫内職若しくは手伝いをした日又は収入のあった日、その額等を記入してください。	内職又は手伝いをした日 月　月　月 日　日　日	収入のあった日　月　日　収入額　円　何日分の収入か　日分 収入のあった日　月　日　収入額　円　何日分の収入か　日分 収入のあった日　月　日　収入額　円　何日分の収入か　日分				

市町村職員退職手当支給条例施行規則第16条第１項の規定により上記のとおり傷病手当に相当する退職手当の支給を申請します。

年　月　日

申請者　氏名

岩手県市町村総合事務組合管理者　殿

※処理欄	支給期間　年　月　日から　年　月　日まで　日間

〔注意事項〕

1　この申請書には、受給資格証を添えること。

2　⑨欄は、⑦欄の期間のうち、同一の傷病により受けることができる給付について、次の区分に従って該当するものの番号（２以上の給付を受けることができる場合には、その受けることができるすべての給付の番号）を〇で囲むこと。

(1) 健康保険法による傷病手当金

(2) 労働基準法による休業補償又は労働者災害補償保険法による休業補償給付若しくは休業給付

(3) 船員法による傷病手当

(4) 国家公務員災害補償法又は地方公務員災害補償法による休業補償その他法令により国家公務員等に対して支給されるこれに相当する給付

(5) 国家公務員共済組合法その他各種の共済組合法による傷病手当金

(6) 国民健康保険法による傷病手当金

(7) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律による休業給付その他法令により公務の遂行に協力した者に対して支給されるこれに相当する給付

(8) 公害健康被害の補償等に関する法律による障害補償費

3　⑩欄には、⑦欄の期間のうち、⑨欄の給付を受けることができる期間を記載すること。なお、⑨欄で２以上の番号を〇で囲んだ場合は、その給付を受けることができる期間を、それぞれその番号の順に記載すること。

4　⑫欄には、⑦欄の期間中において、内職若しくは手伝いをした場合又は内職若しくは手伝いによる収入を得た場合に記載すること。「内職若しくは手伝い」とは、雇用法保険法第19条の「自己の労働によって収入を得た場合」のことをいい、どんな仕事であってもそれによって収入を得た場合、すなわち他人の仕事の手助けをして収入を得た場合などあなたが働いたりした場合であって、「就職又は就労」とはいえない程度のものをいうものであること。

5　※印欄には記載しないこと。

別記様式第17号（第20条関係）

失業者の退職手当高年齢受給資格証

資格証番号	

年　　月　　日交付

高年齢受給資格者	氏名		男・女	年齢	満　　歳
	住所又は居所				
退職事由					
求職年月日	年　　月　　日	受給期限日	年　　月　　日		
待期満了年月日	年　　月　　日	基本手当の日額	円		
失業の認定日	年　　月　　日				
管轄公共職業安定所	所在地				
	名称				
岩手県市町村総合事務組合管理者　　㊞					

年　　月　　日	支給日数	支給金額	摘要	取扱者
・　・		円		
・　・				
・　・				

〔注意事項〕

1　この証は、高年齢求職者給付金に相当する退職手当を受けるために必要なものであるから、受給期限日まで大切に保管すること。もし、この証をなくしたり、又は損傷したときは、速やかに申し出て、再交付を受けること。

2　失業の認定を受けようとするときは、この証を管轄公共職業安定所に提出すること。

3　偽りその他不正の行為によって高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給を受けたり、又は受けようとしたときは、以後、高年齢求職者給付金に相当する退職手当を受けることができなくなるほか、その返還と一定の金額の納付を命ぜられ、又は処罰される場合があること。

4　氏名又は住所若しくは居所を変更したときは、速やかにその旨を申し出ること。

別記様式第18号（第21条関係）

失業者の退職手当特例受給資格証

資格証番号	

年　　月　　日交付

特例受給資格者	氏名		男・女	年齢	満　　歳
	住所又は居所				
退職事由					
求職年月日	年　　月　　日	受給期限日	年　　月　　日		
待期満了年月日	年　　月　　日	基本手当の日額	円		
失業の認定日	年　　月　　日				
管轄公共職業安定所	所在地				
	名称				
岩手県市町村総合事務組合管理者　　㊞					

年　　月　　日	支給日数	支給金額	摘要	取扱者
・　・		円		
・　・				
・　・				

〔注意事項〕

1　この証は、特例一時金に相当する退職手当を受けるために必要なものであるから、受給期限日まで大切に保管すること。もし、この証をなくしたり、又は損傷したときは、速やかに申し出て、再交付を受けること。

2　失業の認定を受けようとするときは、この証を管轄公共職業安定所に提出すること。

3　偽りその他不正の行為によって特例一時金に相当する退職手当の支給を受けたり、又は受けようとしたときは、以後、特例一時金に相当する退職手当を受けることができなくなるほか、その返還と一定の金額の納付を命ぜられ、又は処罰される場合があること。

4　氏名又は住所若しくは居所を変更したときは、速やかにその旨を申し出ること。

別記様式第19号（第22条関係）

失業者の退職手当支給台帳

受給資格区分及び資格証番号	一　　般	高　年　齢	特　　例	第　　号

受給資格者	氏　　名		性　別	男・女	生年月日及び年齢	年　月　日 満　歳
	住所又は居所					
	就職年月日	年　月　日	退職年月日	年　月　日		
	勤続期間	年　月	退職当時の市町村等名			
	退職事由					

失業者の基礎となる退職手当算定額	退職の月前６月に支払われた給与の総額			退職時に支払われた一般の退職手当等の額（Ｂ）	円
	1	給　　料	円	賃金日額（A／180）（C）	円
	2	給料の調整額	円		
	3	扶養手当	円	基本手当の日額（Ｄ）	円
	4		円		
	5		円	所定給付日数（Ｅ）	日
	6		円		
	7		円	待期日数（B／D）（F）	日
	8		円		
	9		円	給付日数（Ｅ－Ｆ）	日
	10		円		
	合　計　（A）		円	失業者の退職手当	円

受給資格証交付年月日	年　月　日	取扱者	

求職年月日	年　月　日	受給期間延長関係	延長理由		
失業者の退職手当を支給できる期間	支給開始年月日	年　月　日		延長期間	～
	受給期間満了年月日	年　月　日		決　定	年　月　日

延長給付関係	
就職促進給付関係	

公共職業訓練等	受講開始 年　月　日	技能修得手当	受講手当	日額　円 月　日支給開始
	受講終了予定 年　月　日		通所手当	月額　円 月支給開始
		寄宿手当		月額　円 月　日支給開始

支給経過							
回数	認定年月日 支給年月日	支給期間	支給日数	支給金額 当期	支給金額 累計	給付残日数	取扱者
1		～	日	円	円	日	
2		～					
3		～					
4		～					
5		～					
6		～					
7		～					
8		～					
9		～					
10		～					

受給期間満了前に打切りとなった場合	打切り年月日	年　月　日	
	給付残日数	日	給付残額　円
	打切り理由		
管轄公共職業安定所	所在地		
	名称		
備考			

別記様式第20号（第23条関係）

認定日時 月　　日 時から　　時まで	高年齢受給資格者失業認定申告書 （該当のところへ〇印を付け、必要な事柄を記載してください。）

①失業の認定を受けようとする期間中に就職又は就労をしましたか。	イ　した ロ　しない	就職又は就労した人は、した月日を記載してください。

②失業の認定を受けようとする期間中に引き続いて就職先を探しましたか。

イ　探した

(1)求職活動をどのような方法で行いましたか。

求職活動の方法	活動日	利用した機関の名称	求職活動の内容
(ｲ) 公共職業安定所による職業相談、職業紹介等 (ﾛ) 職業紹介事業者による職業相談、職業紹介等 (ﾊ) 派遣元事業主による派遣就業相談等 (ﾆ) 公的機関等による職業相談、職業紹介等			

(2)(1)の求職活動以外で、事業所の求人に応募したことがある場合には、下欄に記載してください。

事業所名、部署	応募日	応募方法	職種	応募の動機	応募の結果
				(ｲ) 知人の紹介 (ﾛ) 新聞広告 (ﾊ) 就職情報誌 (ﾆ) インターネット (ﾎ) その他	
				(ｲ) 知人の紹介 (ﾛ) 新聞広告 (ﾊ) 就職情報誌 (ﾆ) インターネット (ﾎ) その他	

ロ　探さなかった　（その理由を具体的に記載してください。）

③今、公共職業安定所から自分に適した仕事が紹介されれば、すぐに応じられますか。	イ　応じられる ロ　応じられない	応じられない理由は何ですか。 (ｲ) 病気やけがなど健康上の理由 (ﾛ) 個人的又は家庭的事情のため（例えば、結婚準備、妊娠、育児、家事の都合のため） (ﾊ) 就職をしたため又は就職予定があるため (ﾆ) 自営業を開始したため又は自営業開始の予定があるため (ﾎ) その他（　　）

④就職もしくは自営業を開始した人又はその予定がある人が記入してください。	イ　就職	(1) 公共職業安定所紹介 (2) 地方公共団体又は職業紹介事業者紹介 (3) 自己就職	（就職先事業所）
		月　日より就職(予定)	
	ロ　自営	月　日より自営業開始(予定)	

市町村職員退職手当支給条例施行規則第23条第１項において準用する第13条第１項の規定により上記のとおり申告します。

年　　月　　日

高年齢受給資格証番号（　　）

高年齢受給資格者氏名

公共職業安定所長　殿

※公共職業安定所記載欄	認定対象期間	年　月 ～　年　月	認定日数	日	連絡事項		取扱者	

〔注意事項〕

1　この申告書は、失業の認定を受けるときに、必ず本人が提出すること。

2　申告は正しくすること。申告しなければならない事柄を申告しなかったり、偽りの記載をして提出した場合には、以後、高年齢求職者給付金に相当する退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処罰されることがある。

3　「失業の認定を受けようとする期間」とは、前回の安定所に出頭した日から認定日（この申告書を提出する日）までの期間をいう。

4　①欄の「就職又は就労」とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、会社の役員、嘱託になった場合などおよそ職業として認められるものに就いた場合又は自営業を開始するための準備やボランティア活動をした場合などであって、原則として１日の労働時間が４時間以上のもの（４時間未満であっても、雇用保険の被保険者となる場合や、自営業を営む等のため公共職業安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない場合は就職又は就労となります。）をいうものである。なお、賃金等の報酬がなくても就職又は就労したことになるものである。

5　②欄のイに○印を付けた人は、②欄の表に必要な事柄を具体的に記載すること。

6　②の(2)欄には、②の(1)欄の求職活動以外で、事業所の求人に応募したことがある場合に、応募した事業所名等を記載すること。なお、「事業所名、部署」欄には、事業所名及び部署名のほか、その部署の電話番号をあわせて記載すること。また、「応募方法」欄には、書類の郵送、直接の訪問など求人に応募した方法を具体的に記載すること。

7　③欄のロの（ホ）その他に○印を付けた人は、安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない理由を（　）の中に具体的に記載すること。

8　※印欄には、記載しないこと。

別記様式第21号（第23条関係）

認定日時 月　　日 時から　　時まで	特例受給資格者失業認定申告書 （該当のところへ〇印を付け、必要な事柄を記載してください。）		
①失業の認定を受けようとする期間中に就職又は就労をしましたか。	イ　した ロ　しない	就職又は就労した人は、した月日を記載してください。	
②失業の認定を受けようとする期間中に、就職先を探しましたか。	イ　探した	どのような方法で探しましたか。 (ｲ) 公共職業安定所による職業相談、職業紹介等 (ﾛ) 職業紹介事業者による職業相談、職業紹介等 (ﾊ) 派遣元事業主による派遣就業相談等 (ﾆ) 公的機関等による職業相談、職業紹介等 (ﾎ) 知人の紹介による求人への応募 (ﾍ) 新聞広告による求人への応募 (ﾄ) 就職情報誌による求人への応募 (ﾁ) インターネットによる求人への応募 (ﾘ) その他（　　）	
	ロ　探さなかった	（その理由を具体的に記載してください。）	
③今、公共職業安定所から自分に適した仕事が紹介されれば、すぐに応じられますか。	イ　応じられる ロ　応じられない	応じられない理由は何ですか。 (ｲ) 病気やけがなど健康上の理由 (ﾛ) 個人的又は家庭的事情のため（例えば、結婚準備、妊娠、育児、家事の都合のため） (ﾊ) 就職をしたため又は就職予定があるため (ﾆ) 自営業を開始したため又は自営業開始の予定があるため (ﾎ) その他（　　）	
④就職もしくは自営業を開始した人又はその予定がある人が記入してください。	イ　就職	(1) 公共職業安定所紹介 (2) 地方公共団体又は職業紹介事業者紹介 (3) 自己就職	（就職先事業所）
		月　日より就職（予定）	
	ロ　自営	月　日より自営業開始(予定)	

市町村職員退職手当支給条例施行規則第23条第１項において準用する第13条第１項の規定により上記のとおり申告します。

年　　月　　日

特例受給資格証番号（　　）

特例受給資格者氏名

公共職業安定所長　殿

※公共職業安定所記載欄	連絡事項		取扱者	

〔注意事項〕

1　この申告書は、失業の認定を受けるときに、必ず本人が提出すること。

2　申告は正しくすること。申告しなければならない事柄を申告しなかったり、偽りの記載をして提出した場合には、以後、特例一時金に相当する退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処罰されることがある。

3　「失業の認定を受けようとする期間」とは、前回の安定所に出頭した日から認定日（この申告書を提出する日）までの期間をいう。

4　①欄の「就職又は就労」とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、会社の役員、嘱託になった場合などおよそ職業として認められるものに就いた場合又は自営業を開始するための準備やボランティア活動をした場合などであって、原則として１日の労働時間が４時間以上のもの（４時間未満であっても、雇用保険の被保険者となる場合や、自営業を営む等のため公共職業安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない場合は就職又は就労となります。）をいうものである。なお、賃金等の報酬がなくても就職又は就労したことになるものである。

5　③欄のロの（ホ）その他に○印を付けた人は、安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない理由を（　）の中に具体的に記載すること。

6　※印欄には、記載しないこと。

別記様式第22号（第24条関係）

高年齢求職者給付金に相当する退職手当請求書

資格証番号	

［　請　求　内　容　］			
請　求　日　数	日	請　求　金　額	円

上記のとおり高年齢求職者給付金に相当する退職手当を請求します。

年　　月　　日

岩手県市町村総合事務組合管理者　殿

請求者住所又は居所

氏　名

※安定所の長の証明欄	
	上記の者が下記の期間失業していたことを証明する。 年　　月　　日 管轄公共職業安定所長　　印 記 1　待期日数の期間中（　　年　　月　　日～　　年　　月　　日）　　日間 2　請　求　日　　年　　月　　日

〔備考〕

1　支給条例第13条第６項に規定する者の請求の場合には、待期日数の期間中の証明は、不要です。

2　※印欄には記載しないこと。

別記様式第23号（第25条関係）

特例一時金に相当する退職手当請求書

資格証番号	

［　請　求　内　容　］			
請　求　日　数	日	請　求　金　額	円

上記のとおり特例一時金に相当する退職手当を請求します。

年　　月　　日

岩手県市町村総合事務組合管理者　殿

請求者住所又は居所

氏　名

※安定所の長の証明欄	上記の者が下記の期間失業していたことを証明する。 年　　月　　日 管轄公共職業安定所長　　㊞ 記 1　待期日数の期間中（　　年　　月　　日～　　年　　月　　日）　　日間 2　請　求　日　　年　月　日

〔備考〕

1　支給条例第13条第８項に規定する者の請求の場合には、待期日数の期間中の証明は、不要です。

2　※印欄には記載しないこと。

別記様式第24号（第26条関係）

再就職手当に相当する退職手当支給申請書

（必ず裏面の注意書きをよく読んでから記載してください。）

①申　請　者	氏　　名		資格証番　号	
	住所又は居　所	（電話　　）		
②就職先の事業所（開始した事業）	名　　称		事業所番　号	
	所　在　地	（電話　　）		
	事業の種類			
③雇入年月日（事業開始年月日）	年　　月　　日	④採用内定年月日	年　　月　　日	
⑤職　　種		⑥一週間の所定労働時間	時間　　分	
⑦賃金月額	万　　千円	⑧雇用期間	イ　定めなし → 年　月　日まで ロ　定めあり → （　年　か月） 契約更新条項（イ　有　ロ　無） １年を超えて雇用する見込み（イ　有　ロ　無）	
⑨　上記の記載事実に誤りのないことを証明する。 年　月　日 事業主氏名 （法人のときは名称及び代表者氏名）				
⑩　③の雇入年月日又は事業開始年月日前３年間における就業についての再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当の受給の有無	イ　再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがある。			
	ロ　再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当のいずれも受給したことがない。			

事業主の証明

市町村職員退職手当支給条例施行規則第26条第１項の規定により上記のとおり再就職手当に相当する退職手当の支給を申請します。

年　月　日

申請者氏名

岩手県市町村総合事務組合管理者　殿

※処理欄			備考
	所定給付日数	日	
	支給残日数	日	
	支給金額	円	
	支給決定年月日	年　月　日	

（注）記載内容について、記載した方に直接確認する場合があります。

〔注意事項〕

1　この申請書は、③欄に記載した雇入年月日又は事業開始年月日の翌日から起算して１か月以内に、管理者に提出すること。

2　この申請書には、受給資格証を添えること。

3　雇用された受給資格者にあっては、①から⑩までの欄に記入し、事業を開始した受給資格者にあっては、①から③まで及び⑩の欄に記載すること。

4　申請は正しくすること。偽りの記載をして提出した場合には、以後、失業者の退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処罰されることがある。

5　⑧欄は、該当する記号を〇で囲むこと。また、「ロ　定めあり」を〇で囲んだ場合には、その雇用期間を具体的に記載するとともに、契約更新条項の有無及び１年を超えて雇用する見込みの有無について該当するものの記号をそれぞれ〇で囲むこと。

6　⑩欄は該当する記号を〇で囲むこと。

7　事業主は、⑨欄の証明を行うとともに、速やかに雇用保険被保険者資格取得届の提出を行うこと。

8　事業主が偽りの証明をした場合には、不正に受給した者と連帯して、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処罰されることがある。

9　※印欄には、記載しないこと。

別記様式第24号の２（第26条関係）

就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書

（必ず裏面の注意書きをよく読んでから記載してください。）

1　氏名			2　資格証番号	
3　住所又は居所				
4　就職先の事業所	名　　称		事業所番　号	
	所在地	（電話　　）		
5　一週間の所定労働時間	時間　　分	6　求人申込時等に明示した賃金額（月額）	万　　千円	

事業主の証明

7　雇用期間中の賃金支払状況

①賃金支払対象期間	② ①の基礎日数	③ 賃金額			④ 備考
		Ⓐ	Ⓑ	計	
月　日～　月　日					
月　日～　月　日					
月　日～　月　日					
月　日～　月　日					
月　日～　月　日					
月　日～　月　日					
月　日～　月　日					
就職年月日～　月　日					

8　上記の記載事実に誤りのないことを証明する。

年　　月　　日

事業主氏名
（法人のときは名称及び代表者氏名）

9　市町村職員退職手当支給条例施行規則第26条第１項の規定により上記のとおり就業促進定着手当に相当する退職手当の支給を申請します。

年　　月　　日

申請者氏名

岩手県市町村総合事務組合管理者　殿

備考	

（注）記載内容について、記載した方に直接確認する場合があります。

〔注意事項〕

1　この申請書は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職日から起算して６か月に至った日の翌日から起算して２か月以内に、管理者に提出すること。

2　この申請書には、受給資格証を添えること。

3　申請者にあっては１欄から３欄まで及び９欄、当該申請者を雇用した事業主にあっては４欄から８欄までをそれぞれ記載すること。ただし、１欄から３欄までは、再就職手当に相当する退職手当の支給申請時から変更がない場合は記載を省略することができる。

4　申請は正しくすること。偽りの記載をして提出した場合には、以後失業者の退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがある。

5　事業主の記載事項について

ア　５欄は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職日から６か月に至った時点における一週間の所定労働時間を記載すること。

イ　６欄は、事業主が求人の申込み、募集等を行う際、申請者に対して明示した賃金額（月額）を記載すること。

ウ　７欄は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職日から最初に到達する賃金締切日（賃金締切日が１暦月中に２回以上ある者については各暦月の末日に最も近い賃金締切日を、日々賃金が支払われる者等定められた賃金締切日のない者については暦月の末日をいう。以下同じ。）まで、及び各賃金締切日の翌日から次の賃金締切日までの期間ごとにそれぞれ記載すること。

エ　８欄において、４欄から７欄までの記載事項の証明を行うこと。

6　事業主が偽りの証明をした場合には、不正に受給した者と連帯して、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがある。

別記様式第25号（第26条関係）

常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書

（必ず裏面の注意書きをよく読んでから記載してください。）

①申　請　者	氏　　名		資格証番　号	
	住所又は居　所	（電話　　）		
②就職先の事業所	名　　称		事業所番　号	
	所　在　地	（電話　　）		
	事業の種類			
③雇入年月日	年　　月　　日	④採用内定年月日	年　　月　　日	
⑤職　　種		⑥一週間の所定労働時間	時間　　分	
⑦賃金月額	万　　千円	⑧雇用期間	イ　定めなし → 年　月　日まで ロ　定めあり → （　年　か月） 契約更新条項（イ 有 ロ 無） １年以上雇用する見込み（イ 有 ロ 無）	
⑨　上記の記載事実に誤りのないことを証明する。 年　　月　　日 事業主氏名 （法人のときは名称及び代表者氏名）				
⑩　③の雇入年月日又は事業開始年月日前３年間における就業についての再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当の受給の有無	イ　再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがある。 ロ　再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当のいずれも受給したことがない。			
市町村職員退職手当支給条例施行規則第26条第１項の規定により上記のとおり常用就職支度手当に相当する退職手当の支給を申請します。 年　　月　　日 申請者氏名 岩手県市町村総合事務組合管理者　殿				
備考				
※処理欄	支給金額	円	支給決定年月日	年　月　日

事業主の証明

（注）記載内容について、記載した方に直接確認する場合があります。

〔注意事項〕

1　この申請書は、③欄に記載した雇入年月日又は事業開始年月日の翌日から起算して１か月以内に、管理者に提出すること。

2　この申請書には、受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証を添えること。

3　⑧欄は、該当する記号を○で囲むこと。また、「ロ　定めあり」を○で囲んだ場合には、その雇用期間を具体的に記載するとともに、契約更新条項の有無及び１年以上雇用する見込みの有無について該当するものの記号をそれぞれ○で囲むこと。

4　⑩欄は該当する記号を○で囲むこと。

5　※印欄には、記載しないこと。

別記様式第26号（第26条関係）

移転費に相当する退職手当支給申請書

①申請者	氏名		資格証番号	
	移転前の住所又は居所			
	移転後の住所又は居所			
②就職先の事業所	所在地			
	名称			
③就職決定年月日	年　月　日	雇用期間		
④受講する公共職業訓練等の施設	所在地			
	名称			
⑤特定地方公共団体又は職業紹介事業者の紹介による就職の場合、その所在地及び名称	所在地			
	名称			
⑥受講指示年月日	年　月　日	⑦受講開始年月日	年　月　日	⑧受講終了予定年月日　年　月　日
⑨移転開始予定年月日	年　月　日	⑩乗車(船)の場所（出発空港）		⑪下車(船)の場所（到着空港）

⑫移転する者の氏名		⑬生年月日	⑭続柄	※鉄道賃				※船賃		※航空賃		※車賃		※移転料		※着後手当支給額	※計
				距離	運賃	急行料金	計	距離	運賃	距離	運賃	距離	支給額	距離	支給額		
本人				km	円	円	円	km	円	km	円	km	円				円
家族																	
※合計														km	円	円	円

※ 就職先の事業主から支給される就職支度費の額	円
※ 差引支給額	円

市町村職員退職手当支給条例施行規則第26条第１項の規定により上記のとおり移転費に相当する退職手当の支給を申請します。

年　月　日

岩手県市町村総合事務組合管理者　殿

申請者氏名

※安定所証明欄	②欄の事業所の職業を紹介 ④欄の施設の公共職業訓練等の受講を指示 したことを証明する。 年　月　日 管轄公共職業安定所長　㊞

〔注意事項〕

1　この申請書は、移転の日の翌日から起算して１か月以内に、管理者に提出すること。

2　この申請書には、受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証を添えて提出すること。

3　就職するために移転する場合には、④欄及び⑥欄から⑧欄までは記載しないこと。ただし、この場合は、就職先を紹介された公共職業安定所の就職決定の証明を得ること。

4　公共職業安定所の紹介による就職をするために移転する場合には、⑤欄は記載しないこと。

5　公共職業訓練等を受講するために移転する場合には、②欄、③欄及び⑤欄は記載しないこと。

6　⑨欄には、移転のために出発する予定年月日を記載すること。

7　⑫の家族欄には、随伴する同居の親族のうち申請者の収入によって生計を維持している者について記載すること。この場合には、その事実を証明することができる書類を添えること。

8　※印欄には、記載しないこと。

別記様式第27号（第26条関係）

求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当支給申請書

申請者	氏　　名		性　別	男　・　女	資格証番　号	
	住所又は居所					

訪問事業所	名　　称	所　　在　　地

宿　泊　地	公共職業安定所関係	公共職業安定所関係	公共職業安定所関係	公共職業安定所関係
泊　　数	泊	泊	泊	泊

旅行区間	※鉄道賃				※船賃		※航空賃		※車賃		※宿泊料	※計	※鉄道距離換算キロ数
	距離	運賃	急行料金	計	距離	運賃	距離	運賃	距離	支給額			
	km	円	円	円	km	円	km	円	km	円	円	円	km
合　　計													

※　求人者から支給される広域求職活動に要する費用の額	円
※　差　引　支　給　額	円

市町村職員退職手当支給条例施行規則第26条第１項の規定により上記のとおり求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当の支給を申請します。

年　　月　　日

岩手県市町村総合事務組合管理者　殿

申請者氏名

※安定所証明欄	上記の記載事項に誤りのないことを証明します。 年　　月　　日 管轄公共職業安定所長　　㊞

〔注意事項〕

1　この申請書は、公共職業安定所の指示による広域求職活動を終了した日の翌日から起算して10日以内に管理者に提出すること。

2　この申請書には、受給資格証を添えること。

3　※印欄には記載しないこと。

別記様式第27号の２（第26条関係）

求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当支給申請書

<table>
<tr><td rowspan="2">申請者</td><td>氏　　名</td><td></td><td>性別</td><td>男･女</td><td>資格証番号</td><td></td></tr>
<tr><td>住 所 又 は 居 所</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">講座</td><td>教育訓練施設の名称</td><td>講座名</td><td>受講開始
年月日</td><td>受講修了
年月日</td><td>当該講座に関連
する公的資格</td><td>受講費（入学
料含む）（円）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>資格名
（　　）
分類
□（１～９）
裏面参照</td><td>円</td></tr>
<tr><td colspan="7">市町村職員退職手当支給条例施行規則第26条第１項の規定により上記のとおり求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当の支給を申請します。

年　　月　　日

岩手県市町村総合事務組合管理者　殿

申請者氏名</td></tr>
<tr><td rowspan="3">※処理欄</td><td colspan="6">支給決定年月日　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="5">計　算　欄</td><td colspan="2">支給額（円）</td></tr>
<tr><td colspan="5"></td><td colspan="2">円</td></tr>
<tr><td>備考欄</td><td colspan="6"></td></tr>
</table>

〔注意事項〕

1　この申請書は、教育訓練を行う者（以下「教育訓練実施者」という。）の発行する求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当の支給に係る教育訓練を修了したことを証明することができる書類（以下「教育訓練修了証明書」という。）に記載された受講修了日の翌日から起算して１か月以内に、受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証に下記の確認書類を添付して、申請者本人が、管理者に提出すること。

2　申請書に添付すべき確認書類は次のとおりであるが、これらの確認書類と申請書の内容が異なる場合は、支給決定を行うことができないため、教育訓練実施者より(1)、(2)及び(3)の交付があった際には、その内容をよく確認し、事実と異なる場合は、教育訓練実施者に対して修正を依頼すること。

(1) 教育訓練実施者の発行する「教育訓練修了証明書」

(2) 教育訓練実施者の発行する教育訓練経費に係る「領収書」

教育訓練経費の支払いをクレジット会社を介したクレジット契約により行う場合は、教育訓練実施者の発行する「クレジット契約証明書」（必要事項を教育訓練実施者が付記したクレジット伝票でもよい）、教育訓練実施者に対する分割払等のために「領収書」等が複数枚にわたるときはその全てを提出すること。

(3) 教育訓練実施者の発行する「返還金明細書」（「領収書」「クレジット契約証明書」が発行された後で、受講料の値引き等により、教育訓練経費の一部が教育訓練実施者から本人に対して還付された（される）場合に必要。）

3　申請書の記載について

(1) 当該講座に関連する公的資格の分類については、以下の区分に該当するものを記載すること。

１輸送・機械運転関係	４情報関係	７技術関係
２医療・社会福祉・保健衛生関係	５事務関係	８製造関係
３専門的サービス関係	６営業・販売・サービス関係	９その他

(2) 受講費の額は、「教育訓練修了証明書」及び教育訓練実施者の発行する教育訓練経費に係る「領収書」（又はクレジット契約証明書）の両方に記載された額と同一額となっていることを確認すること。

なお、教育訓練経費の一部が教育訓練実施者から本人に対して還付された（される）場合は、受講費の額は「返還金明細書」に記載された額を差し引いた額と同一額となっていることを確認すること。

(3) ※印の欄には記載しないこと。

別記様式第27号の３（第26条関係）

求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当支給申請書

申請者	氏　　名				性別	男･女	資格証番号	
	住所又は居所							
1保育等サービス	項番	保育等サービス利用理由	保育等サービス事業者名	保育等サービス利用日	保育等サービス利用日数	保育等サービス名	保育等サービス利用期間内の求職活動実施日	保育等サービス利用期間内の求職活動実施日数	費用(自己負担分)(円)
	①	１面接等のため ２訓練のため			日	〔※(01～14)〕 裏面参照		日	円
	②	１面接等のため ２訓練のため			日	〔※(01～14)〕 裏面参照		日	円
	③	１面接等のため ２訓練のため			日	〔※(01～14)〕 裏面参照		日	円
	④	１面接等のため ２訓練のため			日	〔※(01～14)〕 裏面参照		日	円

市町村職員退職手当支給条例施行規則第26条第１項の規定により上記のとおり求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当の支給を申請します。

年　　月　　日

岩手県市町村総合事務組合管理者　殿

申請者氏名

※処理欄	支給決定年月日　　年　　月　　日		
	項番	計　算　欄	支給額（円）
	①		円
	②		円
	③		円
	④		円
	合計		円
備考			

〔注意事項〕

1　この申請書は、失業の認定を受けようとする期間（前回の失業の認定日から今回の認定日の前日までの期間。認定対象期間＝支給対象期間（求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当））中に、求人者との面接等をするため、又は求職活動関係役務利用費対象訓練を受講するために保育等サービスを利用した場合、その失業の認定を受ける日（認定日＝確認日（求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当））に、受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証に下記の確認書類を添付して、申請者本人が、管理者に提出すること。

ただし、高年齢受給資格者、特例受給資格者の方が求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当支給申請書を提出する場合にあっては、当該求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当の支給に係る保育等サービスを利用した日の翌日から起算して４か月以内に行うこと。

2　申請書に添付すべき確認書類は次のとおりであるが、これらの確認書類と申請書の内容が異なる場合は、支給決定を行うことができないため、保育等サービス事業者より(1)、(2)及び(3)の交付があった際には、その内容をよく確認し、事実と異なる場合は、保育等サービス事業者に対して修正を依頼すること。

(1) 保育等サービス事業者の発行する保育等サービス費用に係る「領収書」又は「契約書」

保育等サービス費用の支払いをクレジット会社を介してクレジット契約により行う場合は、保育等サービス事業者の発行する「クレジット契約証明書」（必要事項を保育等サービス事業者が付記したクレジット伝票でもよい）、保育等サービス事業者に対する分割払等のために「領収書」等が複数枚にわたるときはその全てを提出すること。

(2) 事業主の証明を受けた「面接証明書」又は求職活動関係役務利用費対象訓練を実施する者の発行する求職活動関係役務利用費対象訓練を受講したことを証明することができる書類（「教育訓練修了証明書」など）

(3) 保育等サービス費用について、求人者、地方公共団体その他の者から補助を受けた場合はその額を証明する書類

3　申請書の記載について

(1) １欄の保育等サービス利用日及び保育等サービス利用日数については、利用する保育等サービスの全ての利用日及び利用日数を記載すること。ただし、保育等サービスであって、求職活動のために利用するものではないものは、記載しないこと。

(2) １欄の保育等サービス利用期間内の求職活動実施日及び保育等サービス利用期間内の求職活動実施日数については、保育等サービス利用日及び保育等サービス利用日数に記載した利用日及び利用日数のうち、支給対象期間中に求職活動を実施した日及び日数を記載すること。

(3) １欄の保育等サービス名については、以下の区分に該当する番号を記載すること。

01認可保育所で行う保育	06居宅訪問型保育	11延長保育事業
02認可幼稚園で行う保育	07事業所内保育	12病児保育事業
03認定こども園で行う保育	08一時預かり事業	13放課後児童クラブ
04小規模保育	09子育て短期事業	14その他の保育等サービス
05家庭的保育	10子育て援助活動支援事業（ﾌｧﾐﾘｰ・ｻﾎﾟｰﾄ・ｾﾝﾀｰ事業）	（認可外保育施設が行う保育等）

(4) 費用（自己負担分）の額は、保育等サービス事業者の発行する保育等サービス費用に係る「領収書」（又はクレジット契約証明書）の額と同一額となっていることを確認すること。

(5) ※印の欄には記載しないこと。

別記様式第28号（第27条関係）

退職手当決定通知書

決 定 番 号

退 職 者 氏 名

所属市町村等名

受　　給　　者　　殿

退職手当決定額		円
控除額	所得税及び復興特別所得税	円
	市町村民税	円
	道府県民税	円
	共済組合未償還金	円
		円
差引支給額		円

市町村職員退職手当支給条例の規定に基づき上記のとおり決定したので通知します。

年　　月　　日

岩手県市町村総合事務組合

管理者　　印

別記様式第29号（第30条関係）（表面）

第　　号
年　月　日

岩手県市町村総合事務組合管理者　殿

市町村長等氏名　　㊞

職員の懲戒免職等処分に関する報告書

市町村職員退職手当支給条例施行規則第30条第１項の規定により、次のとおり報告します。

<table>
<tr><td>懲戒免職等処分にした者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>採用年月日</td><td>年　月　日</td><td rowspan="2">勤続期間</td><td rowspan="2">年　月</td></tr>
<tr><td>退職年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>退職時の市町村等名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>退職時の職名</td><td></td><td>退職時の給料月額</td><td>円
（　職　級　号給）</td></tr>
<tr><td>処分者</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="4">懲戒免職等処分にした者が行った非違の内容</td></tr>
<tr><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="4">退職手当の一部不支給に係る勘案すべき事情</td></tr>
<tr><td colspan="4">１　処分を行った根拠（※１）</td></tr>
<tr><td colspan="4">２　特に参酌すべき情状（※２）</td></tr>
</table>

別記様式第29号（裏面）

3　当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任（※３）
4　当該退職をした者の勤務の状況（※４）
5　当該非違に至った経緯（※５）
6　当該非違後における当該退職をした者の言動（※６）
7　当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度（※７）
8　当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響

※１　停職以下の処分にとどめる余地がある場合であって、特に厳しい措置として懲戒免職等処分とした場合は、その旨も記入すること。

２　次のいずれかに該当する場合であって、特に参酌すべき情状がある場合は、その内容を記入すること。

(1) 正当な理由がない欠勤その他の行為により職場規律を乱したことのみである場合

(2) 過失（重過失を除く。）による場合

３　当該職の職務及び責任の程度、職務に関連した非違であるかどうか等を記入すること。

４　過去に類似の非違を行ったことを理由として懲戒処分を受けたことがあるかどうか（ある場合はその内容）を記入すること。

５　当該非違が行われることとなった背景や動機及びその背景や動機について特に参酌すべき情状があるかどうか（ある場合はその内容）を記入すること。

６　当該非違による被害や悪影響を最小限にするための行動をとった場合又は当該非違を隠蔽する行動をとった場合は、その内容を記入すること。

７　当該非違による被害や悪影響の程度を記入すること。

※懲戒免職等処分とするに至った資料等を添付してください。

別記様式第30号（第30条関係）（表面）

第　　号
年　月　日

岩手県市町村総合事務組合管理者　殿

市町村長等氏名　　㊞

職員の失職に関する報告書

市町村職員退職手当支給条例施行規則第30条第１項の規定により、次のとおり報告します。

<table>
<tr><td>失職をした者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>採　用　年　月　日</td><td>年　　月　　日</td><td rowspan="2">勤　続　期　間</td><td rowspan="2">年　　月</td></tr>
<tr><td>退　職　年　月　日</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>退職時の市町村等名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>退　職　時　の　職　名</td><td></td><td>退職時の給料月額</td><td>円
（　職　級　号給）</td></tr>
<tr><td colspan="4">失職するに至った行為の内容</td></tr>
<tr><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="4">退職手当の一部不支給に係る勘案すべき事情</td></tr>
<tr><td colspan="4">１　特に参酌すべき情状（※１）</td></tr>
<tr><td colspan="4">２　当該失職をした者が占めていた職の職務及び責任（※２）</td></tr>
</table>

別記様式第30号（裏面）

３　当該行為に至った経緯（※３）
４　当該行為後における当該失職をした者の言動（※４）
５　当該行為が公務の遂行に及ぼす支障の程度（※５）
６　当該行為が公務に対する信頼に及ぼす影響
※１　過失（重過失を除く。）により拘禁刑以上の刑に処せられ、執行猶予を付された場合であって、特に参酌すべき情状がある場合は、その内容を記入すること。 ２　当該職の職務及び責任の程度、職務に関連した行為であるかどうか等を記入すること。 ３　当該行為が行われることとなった背景や動機及びその背景や動機について特に参酌すべき情状があるかどうか（ある場合はその内容）を記入すること。 ４　当該行為による被害や悪影響を最小限にするための行動をとった場合又は当該行為を隠蔽する行動をとった場合は、その内容を記入すること。 ５　当該行為による被害や悪影響の程度を記入すること。

※失職に至った資料等を添付してください。

別記様式第31号（第30条関係）

第　　号
年　月　日

岩手県市町村総合事務組合管理者　殿

市町村長等氏名　　㊞

退職手当支払差止めに関する報告書

市町村職員退職手当支給条例施行規則第30条第２項の規定により、次のとおり報告します。

<table>
<tr><td>退職手当支払差止処分に該当すると思料される者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>採用年月日</td><td>年　月　日</td><td rowspan="2">勤続期間</td><td rowspan="2">年　月</td></tr>
<tr><td>退職年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>退職時の市町村等名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>退職時の職名</td><td></td><td>退職時の給料月額</td><td>円
（　職　級　号給）</td></tr>
<tr><td colspan="4">退職手当支払差止処分に該当すると思料される理由</td></tr>
<tr><td colspan="4">（思料される犯罪に係る罰条：　　）</td></tr>
</table>

参考となる資料（例：新聞報道）等がある場合は、必ず添付してください。

別記様式第32号（第30条関係）（表面）

第　　号
年　月　日

岩手県市町村総合事務組合管理者　殿

市町村長等氏名　　㊞

定年前再任用短時間勤務職員免職処分に関する報告書

市町村職員退職手当支給条例施行規則第30条第３項の規定により、次のとおり報告します。

<table>
<tr><td>免職処分にした者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>採用年月日</td><td>年　月　日</td><td rowspan="2">勤続期間</td><td rowspan="2">年　月</td></tr>
<tr><td>退職年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>退職時の市町村等名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>退職時の職名</td><td></td><td>退職時の給料月額</td><td>円
（　職　級　号給）</td></tr>
<tr><td>処分者</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="4">免職処分にした者が行った非違の内容</td></tr>
<tr><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="4">退職手当の一部不支給、一部返納又は一部納付に係る勘案すべき事情</td></tr>
<tr><td colspan="4">１　処分を行った根拠（※１）</td></tr>
<tr><td colspan="4">２　特に参酌すべき情状（※２）</td></tr>
</table>

別記様式第32号（裏面）

3　当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任（※３）
4　当該退職をした者の勤務の状況（※４）
5　当該非違に至った経緯（※５）
6　当該非違後における当該退職をした者の言動（※６）
7　当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度（※７）
8　当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響
※１　停職以下の処分にとどめる余地がある場合であって、特に厳しい措置として免職処分とした場合は、その旨も記入すること。 ２　次のいずれかに該当する場合であって、特に参酌すべき情状がある場合は、その内容を記入すること。 (1) 正当な理由がない欠勤その他の行為により職場規律を乱したことのみである場合 (2) 過失（重過失を除く。）による場合 ３　当該職の職務及び責任の程度、職務に関連した非違であるかどうか等を記入すること。 ４　過去に類似の非違を行ったことを理由として懲戒処分を受けたことがあるかどうか（ある場合はその内容）を記入すること。 ５　当該非違が行われることとなった背景や動機及びその背景や動機について特に参酌すべき情状があるかどうか（ある場合はその内容）を記入すること。 ６　当該非違による被害や悪影響を最小限にするための行動をとった場合又は当該非違を隠蔽する行動をとった場合は、その内容を記入すること。 ７　当該非違による被害や悪影響の程度を記入すること。

※免職処分とするに至った資料等を添付してください。

別記様式第33号（第30条関係）（表面）

第　　号
年　月　日

岩手県市町村総合事務組合管理者　殿

市町村長等氏名　　印

懲戒免職等処分を受けるべき行為に関する報告書

市町村職員退職手当支給条例施行規則第30条第３項の規定により、次のとおり報告します。

<table>
<tr><td>懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められた者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>採用年月日</td><td>年　月　日</td><td rowspan="2">勤続期間</td><td rowspan="2">年　月</td></tr>
<tr><td>退職年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>退職時の市町村等名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>退職時の職名</td><td></td><td>退職時の給料月額</td><td>円
（　職　級　号給）</td></tr>
<tr><td>懲戒免職等処分機関</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="4">懲戒免職等処分を受けるべき行為と認められた行為の内容及び理由</td></tr>
<tr><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="4">退職手当の一部不支給、一部返納又は一部納付に係る勘案すべき事情</td></tr>
<tr><td colspan="4">１　特に参酌すべき情状（※１）</td></tr>
<tr><td colspan="4">２　当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任（※２）</td></tr>
</table>

別記様式第33号（裏面）

３　当該退職をした者の勤務の状況（※３）
４　当該行為に至った経緯（※４）
５　当該行為後における当該退職をした者の言動（※５）
６　当該行為が公務の遂行に及ぼす支障の程度（※６）
７　当該行為が公務に対する信頼に及ぼす影響
※１　次のいずれかに該当する場合であって、特に参酌すべき情状がある場合は、その内容を記入すること。 (1) 正当な理由がない欠勤その他の行為により職場規律を乱したことのみである場合 (2) 過失（重過失を除く。）による場合 ２　当該職の職務及び責任の程度、職務に関連した行為であるかどうか等を記入すること。 ３　過去に類似の行為を行ったことを理由として懲戒処分を受けたことがあるかどうか（ある場合はその内容）を記入すること。 ４　当該行為が行われることとなった背景や動機及びその背景や動機について特に参酌すべき情状があるかどうか（ある場合はその内容）を記入すること。 ５　当該行為による被害や悪影響を最小限にするための行動をとった場合又は当該行為を隠蔽する行動をとった場合は、その内容を記入すること。 ６　当該行為による被害や悪影響の程度を記入すること。

※懲戒免職等処分を受けるべき行為と認めるに至った資料等を添付してください。

別記様式第34号（第31条関係）（表面）

岩総合第　　号
年　月　日

殿

岩手県市町村総合事務組合
管理者　　㊞

退職手当支給制限処分書

市町村職員退職手当支給条例（第15条第１項／第17条第１項／第17条第２項）の規定により、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととします。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して３月以内に岩手県市町村総合事務組合管理者に対してすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して６月以内に岩手県市町村総合事務組合を被告として（被告を代表する者は岩手県市町村総合事務組合管理者）提起することができます（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して６月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して３月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６月以内に提起することができます（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。

記

金　　円

処分前の一般の退職手当等の額	円
処分後に支払われる一般の退職手当等の額	円

別記様式第34号（裏面）

<table>
<tr><td>退職をした者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>採　用　年　月　日</td><td>年　　月　　日</td><td rowspan="2">勤　続　期　間</td><td rowspan="2">年　　月</td></tr>
<tr><td>退　職　年　月　日</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>退職時の市町村等名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>退　職　時　の　職　名</td><td></td><td>退職時の給料月額</td><td>円
（　　職　級　号給）</td></tr>
<tr><td colspan="4">支給制限処分の理由</td></tr>
<tr><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="4">市町村職員退職手当支給条例第15条で定める事情に関し勘案した内容についての説明</td></tr>
<tr><td colspan="4"></td></tr>
</table>

別記様式第35号（第32条関係）（表面）

岩総合第　　号
年　月　日

殿

岩手県市町村総合事務組合
管理者　　㊞

退職手当支払差止処分書（支給条例第16条第１項該当）

市町村職員退職手当支給条例第16条第１項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止めます。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して３月以内に岩手県市町村総合事務組合管理者に対してすることができます。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して３月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、岩手県市町村総合事務組合管理者に対してこの処分の取消しを申し立てることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して６月以内に岩手県市町村総合事務組合を被告として（被告を代表する者は岩手県市町村総合事務組合管理者）提起することができます（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して６月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して３月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６月以内に提起することができます（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。

<table>
<tr><td>退職をした者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>採　用　年　月　日</td><td>年　　月　　日</td><td rowspan="2">勤　続　期　間</td><td rowspan="2">年　　月</td></tr>
<tr><td>退　職　年　月　日</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>退職時の市町村等名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>退　職　時　の　職　名</td><td></td><td>退職時の給料月額</td><td>円
（　　職　級　号給）</td></tr>
</table>

別記様式第35号（裏面）

支払差止処分の理由
（支払差止処分の取消し） 　この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われます。 １　この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 ２　この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。） ３　岩手県市町村総合事務組合管理者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合

別記様式第36号（第32条関係）（表面）

岩総合第　　号
年　月　日

殿

岩手県市町村総合事務組合
管理者　　㊞

退職手当支払差止処分書（支給条例第16条第２項該当）

市町村職員退職手当支給条例第16条第２項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止めます。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して３月以内に岩手県市町村総合事務組合管理者に対してすることができます。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して３月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、岩手県市町村総合事務組合管理者に対してこの処分の取消しを申し立てることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して６月以内に岩手県市町村総合事務組合を被告として（被告を代表する者は岩手県市町村総合事務組合管理者）提起することができます（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して６月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して３月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６月以内に提起することができます（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。

<table>
<tr><td>退職をした者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>採　用　年　月　日</td><td>年　　月　　日</td><td rowspan="2">勤　続　期　間</td><td rowspan="2">年　　月</td></tr>
<tr><td>退　職　年　月　日</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>退職時の市町村等名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>退　職　時　の　職　名</td><td></td><td>退職時の給料月額</td><td>円
（　　職　級　号給）</td></tr>
</table>

別記様式第36号（裏面）

支払差止処分の理由
（思料される犯罪に係る罰条：　　）
（支払差止処分の取消し） 　この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われます。ただし、３に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでありません。 １　この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 ２　この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、市町村職員退職手当支給条例第17条第１項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があった日から６か月を経過した場合 ３　この処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、市町村職員退職手当支給条例第17条第１項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から１年を経過した場合 ４　岩手県市町村総合事務組合管理者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合

別記様式第37号（第32条関係）（表面）

岩総合第　　号
年　月　日

殿

岩手県市町村総合事務組合
管理者　　㊞

退職手当支払差止処分書（支給条例第16条第３項該当）

市町村職員退職手当支給条例第16条第３項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止めます。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して３月以内に岩手県市町村総合事務組合管理者に対してすることができます。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して３月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、岩手県市町村総合事務組合管理者に対してこの処分の取消しを申し立てることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して６月以内に岩手県市町村総合事務組合を被告として（被告を代表する者は岩手県市町村総合事務組合管理者）提起することができます（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して６月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して３月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６月以内に提起することができます（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。

<table>
<tr><td>退職をした者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>採　用　年　月　日</td><td>年　　月　　日</td><td rowspan="2">勤　続　期　間</td><td rowspan="2">年　　月</td></tr>
<tr><td>退　職　年　月　日</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>退職時の市町村等名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>退　職　時　の　職　名</td><td></td><td>退職時の給料月額</td><td>円
（　職　級　号給）</td></tr>
</table>

別記様式第37号（裏面）

支払差止処分の理由
（支払差止処分の取消し） 　この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われます。 １　この処分を受けた者が市町村職員退職手当支給条例第17条第２項の規定による処分を受けることなくこの処分を受けた日から１年を経過した場合 ２　岩手県市町村総合事務組合管理者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合

別記様式第38号（第33条関係）（表面）

岩総合第　　号
年　月　日

殿

岩手県市町村総合事務組合
管理者　　㊞

退職手当返納命令書

市町村職員退職手当支給条例〔第18条第１項／第19条第１項〕の規定により、既に支払われた一般の退職手当等の額のうち下記の金額の返納を命じます。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して３月以内に岩手県市町村総合事務組合管理者に対してすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して６月以内に岩手県市町村総合事務組合を被告として（被告を代表する者は岩手県市町村総合事務組合管理者）提起することができます（なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して６月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して３月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６月以内に提起することができます（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。

記

金　　円

既に支払われた一般の退職手当等の額	円
市町村職員退職手当支給条例〔第18条第１項／第19条第１項〕の規定により控除される失業者退職手当額	円

別記様式第38号（裏面）

退職をした者の氏名	
返納命令の理由	
市町村職員退職手当支給条例第15条で定める事情のほか、この処分を受ける者の生計の状況に関し勘案した内容についての説明	

別記様式第39号（第34条関係）

岩総合第　　号
年　月　日

殿

岩手県市町村総合事務組合
管理者　　㊞

懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知書

下記の退職をした者に対しその退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、その者がその一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由があるため、市町村職員退職手当支給条例第20条第１項の規定により通知します。

なお、この通知が到達した日の翌日から起算して６か月以内に限り、この通知を受けた者に対し、下記の退職をした者が既に支払われた一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められたことを理由として、その一般の退職手当等の額（下記の退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことがあります。

記

退職をした者の氏名	
退職手当の受給者の氏名	
既に支払われた一般の退職手当等の額	円
市町村職員退職手当支給条例第20条第１項の規定により控除される失業者退職手当額	円
懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由	

別記様式第40号（第34条関係）

岩総合第　　号
年　月　日

殿

岩手県市町村総合事務組合
管理者　　㊞

懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められた旨の通知書

下記の退職をした者に対しその退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、その者がその一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められましたので、市町村職員退職手当支給条例第20条第１項の規定により通知します。

なお、この通知が到達した日の翌日から起算して６か月以内に限り、この通知を受けた者に対し、下記の退職をした者が既に支払われた一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められたことを理由として、その一般の退職手当等の額（下記の退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことがあります。

記

退職をした者の氏名	
退職手当の受給者の氏名	
既に支払われた一般の退職手当等の額	円
市町村職員退職手当支給条例第20条第１項の規定により控除される失業者退職手当額	円
懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた者	
懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められた理由	

別記様式第41号（第35条関係）（表面）

岩総合第　　号
年　月　日

殿

岩手県市町村総合事務組合
管理者　　㊞

退職手当相当額納付命令書

市町村職員退職手当支給条例（第20条第１項／第20条第２項／第20条第３項／第20条第４項／第20条第５項）の規定により、退職手当の受給者に対し既に支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命じます。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して３月以内に岩手県市町村総合事務組合管理者に対してすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して６月以内に岩手県市町村総合事務組合を被告として（被告を代表する者は岩手県市町村総合事務組合管理者）提起することができます（なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して６月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して３月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６月以内に提起することができます（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。

記

金　　円

既に支払われた一般の退職手当等の額	円
市町村職員退職手当支給条例（第20条第１項／第20条第２項／第20条第３項／第20条第４項／第20条第５項）の規定により控除される失業者退職手当額	円

別記様式第41号（裏面）

退職をした者の氏名	
退職手当の受給者の氏名	
納付命令の理由	
市町村職員退職手当支給条例第15条及び第18条で定める事情に関し勘案した内容についての説明	